

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	柴田町

## 柴田町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 柴田町 農政課 農政班  
所在地 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3-45  
電話番号 0224-55-2122  
FAX番号 0224-55-4172  
メールアドレス agradm@town.shibata.miyagi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ツキノワグマ・ハクビシン・タヌキ・ニホンジカ・ハシボソガラス・ハシブトガラス・カルガモ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	宮城県柴田郡柴田町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	1 a 17千円
	野菜（ばれいしょ等）	71 a 427千円
ツキノワグマ		
ハクビシン	果樹（りんご）	2 a 60千円
	野菜（スイートコーン） 保管している農作物 民家への侵入	6 a 54千円
タヌキ	果樹（りんご）	2 a 60千円
	野菜（スイートコーン等） 保管している農作物 民家への侵入	7 a 59千円
ニホンジカ		
ハシボソガラス・ハシブトガラス		
カルガモ		

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ○イノシシ

山間部での被害報告が増加傾向にある。年間を通して野菜（ばれいしょ等）の食害や、稲刈前の田んぼが踏み荒らされる被害が発生している。また、生息域も拡大しており、民家周辺や平坦地でも被害を及ぼしている。山林でも足跡が多数発見されており、被害拡大が懸念される。目撃情報については、通年頻繁に寄せられている。

### ○ツキノワグマ

主に山間部で目撃情報などにより生息が確認されている。9月から12月にかけて放任果樹（柿）を求めて人里近くでの目撃情報が増えてきており、人的被害も懸念される。

### ○ハクビシン

主に山間部に近い農地で目撃情報などにより生息が確認されている。果樹などが収穫前に被害にあうと、農業者の生産意欲の低下を招いてしまう。また、保管している農作物（干し柿等）や民家の屋根裏に入り込んでしまうと、生活環境にも悪影響を及ぼしてしまう。

### ○タヌキ

タヌキの情報は、これまで山間部に集中していたが、近年は、人里近くでの目撃情報も多くなっており、野菜などが収穫前に被害にあうと、農業者の生産意欲の低下を招き、さらに民家周辺に住み着いてしまうと生活環境にも悪影響を及ぼしてしまう。

### ○ニホンジカ

主に山間部で目撃情報や足跡等により生息が確認されていたが、今後スギやヒノキ等の樹皮被害や野菜等の被害が予想される。

### ○ハシボソガラス・ハシブトガラス・カルガモ

町内に多く点在している。水稻播種時の踏み荒らしや野菜を始めとする食害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

### イノシシ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	444 千円	311 千円
被害面積	72 a	50 a

### ハクビシン

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	114 千円	80 千円
被害面積	8 a	6 a

### タヌキ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	119 千円	83 千円
被害面積	9 a	6 a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシン 鳥獣被害対策実施隊による箱ワナ等を使用した捕獲を実施。また、狩猟者による狩猟期間での捕獲を実施。</p> <p>○ツキノワグマ 有害鳥獣捕獲隊による箱ワナを使用した捕獲を実施。</p> <p>○ハクビシン 有害鳥獣捕獲隊による箱ワナを使用した捕獲を実施。</p> <p>○タヌキ 有害鳥獣捕獲隊による箱ワナを使用した捕獲を実施。</p> <p>○ニホンジカ 有害鳥獣捕獲隊による箱ワナを使用した捕獲を実施。</p> <p>○ハシボソガラス・ハシブトガラス・カルガモ 有害鳥獣捕獲隊による春期・秋期の予察捕獲を実施。</p>	捕獲隊の高齢化及び捕獲の担い手不足。
防護柵の設置	○イノシン 個人単位で電気柵及び防護柵	個人単位及び地域ぐるみで電気柵設置を実施していることで一

等に関する取組	設置を実施（町より1/2助成あり）。鳥獣被害防止総合対策交付金により地域ぐるみで電気柵設置を実施。また、農道及び林道の草刈りを行い生息域の適正管理を実施。	定の被害対策が図られているものの、これまで被害の無かった地域で被害が発生している。
生息環境管理その他の取組	○イノシシ 放任果樹の除去、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いの実施。	農業者の高齢化による藪の刈払い作業不足。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

被害防除の意識啓発と組み合わせて被害状況調査、各種研修会を開催するなど被害防止対策の支援を行う。併せてイノシシ等の被害防止に有効である電気柵等の設置を推進するとともに、地域ぐるみで被害防止の取組を推進し、被害を受けにくい地域づくりを目指す。平成28年度より鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し地域ぐるみで電気柵設置に取り組んでいるが、引き続き侵入防止柵設置を推進していく。

また、狩猟免許取得者の増加を図り、有害鳥獣の捕獲圧を強めていく。さらにICT機器を活用した効果的・効率的な捕獲方法を検討する。

町の有害鳥獣捕獲事業に加え、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、イノシシの生息密度の減少及び生息域の縮小又は拡大防止を目的に捕獲を進めていく。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

柴田町有害鳥獣駆除対策協議会	町民や関係機関などから依頼を受けた際には、有害鳥獣の捕獲又はパトロールを行い現場の状況確認や今後の対応について話を行う。
柴田町有害鳥獣捕獲隊 (隊員13名)	捕獲依頼に基づく捕獲活動の実施。
柴田町有害鳥獣捕獲隊 (隊員13名)	イノシシの捕獲活動を実施。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ	・関係機関との連携強化 ・若年層の捕獲隊の確保
8年度	イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、	・関係機関との連携強化 ・若年層の捕獲隊の確保

	タヌキ、ニホンジカ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ	
9年度	イノシシ、ツキノワグマ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携強化</li> <li>・若年層の捕獲隊の確保</li> </ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては捕獲頭数よりも出生頭数が大きく上まっていると思われる。その年度での被害状況に応じ、適正に捕獲頭数を調整する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ツキノワグマ	被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。		

ハクビシン	被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。		
タヌキ	被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。		
ニホンジカ	個体数が増加する前から積極的な有害捕獲を行う。		
ハシボソガラス ・ハシブトガラス	100羽	100羽	100羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ・ニホンジカ 出没の情報は通年寄せられている。被害状況により捕獲場所等を選定し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p>○ツキノワグマ・ハクビシン・タヌキ 被害防除対策を行った上で、捕獲以外に被害を防ぎきれない場合について捕獲を行う。</p> <p>○ハシボソガラス・ハシブトガラス・カルガモ 被害が集中する春、秋に予察捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
無し

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ	侵入防止柵 1.5 km	侵入防止柵 40 km	侵入防止柵 70 km

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
イノシシ	侵入防止柵を地域ぐるみで適正に管理を行っていく。	侵入防止柵を地域ぐるみで適正に管理を行っていく。	侵入防止柵を地域ぐるみで適正に管理を行っていく。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度	イノシシ ハクビシ ン タヌキ	放任果樹の除去を行うとともに、地域ぐるみで鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いを行うことで里地里山の整備を図る。
令和 8 年度	イノシシ ハクビシ	放任果樹の除去を行うとともに、地域ぐるみで鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いを行うことで里地

	ン タヌキ	里山の整備を図る。
令和9年度	イノシシ ハクビシ ン タヌキ	放任果樹の除去を行うとともに、地域ぐるみで鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いを行うことで里地里山の整備を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

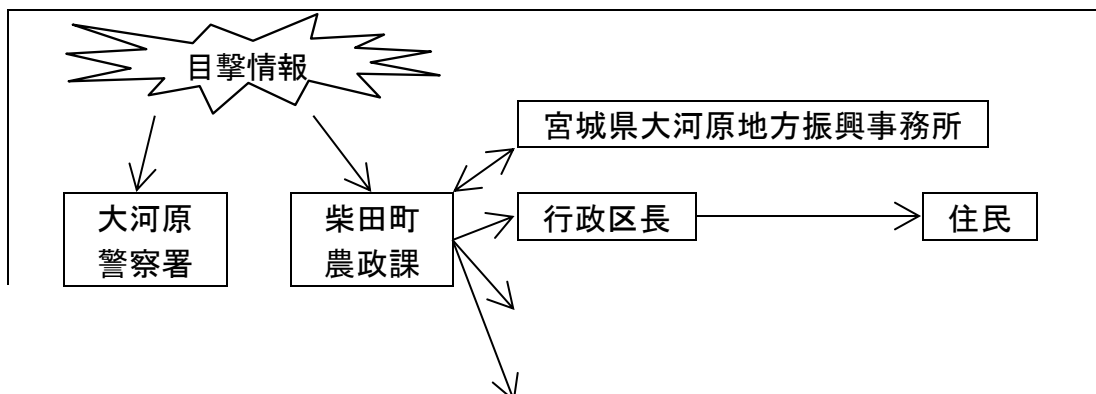
(1) 関係機関等の役割

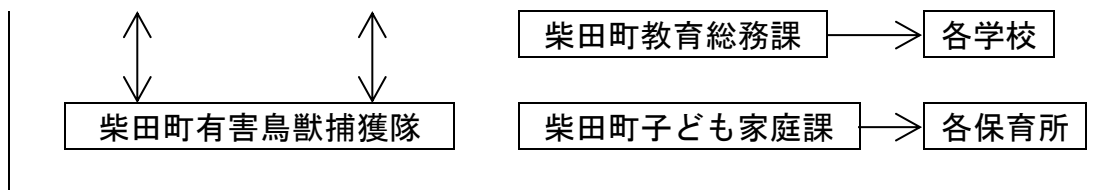
関係機関等の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所	町に対する助言、関係機関の情報伝達。
大河原警察署	緊急パトロールや住民の避難誘導。警職法の適用が必要な場合における判断及び命令。
柴田町有害鳥獣捕獲隊	緊急パトロール及び緊急捕獲、又は追払い。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

柴田町農政課	情報収集、調整及び注意喚起。被害調査及び捕獲許可等。
柴田町教育総務課	町内の各学校への注意喚起。
柴田町子ども家庭課	町内の各保育所への注意喚起。
行政区長	行政区内住民への注意喚起。





(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設、一般廃棄物及び自家消費

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質の影響により、イノシシ及びツキノワグマ、ニホンジカは出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。
ペットフード	放射性物質の影響により、イノシシ及びツキノワグマ、ニホンジカは出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。
皮革	イノシシの皮の一部を革材や革製品として活用出来ないか検討していく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

無し

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品

等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

無し
----

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	柴田町有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
柴田町	会長・全体総括・事務局
みやぎ仙南農業協同組合	副会長・被害の情報状況の把握、情報収集
柴田町有害鳥獣捕獲隊	副会長・鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
宮城県農業共済組合	監事・被害の情報状況の把握、情報収集
仙南中央森林組合	監事・情報収集
大河原警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言
大河原地方振興事務所	被害防止対策に関する助言・指導
宮城県自然保護員	野生動物保護及び防止対策の意見提言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

柴田町有害鳥獣捕獲隊 13名
----------------

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。